

「平成 29 年度歯科情報の利活用及び標準化普及事業」仕様書

1 事業名

平成 29 年度歯科情報の利活用及び標準化普及事業

2 事業の目的

東日本大震災において、身元不明遺体が有する歯科所見と歯科医療機関（病院、歯科診療所）が所有する生前の歯科診療情報を照合・鑑定することによる身元確認の有効性が改めて示された。しかし、津波等による歯科医療機関の崩壊や流出によって、歯科医療機関が所有する対象資料（歯科診療録やエックス線写真等）を収集することに困難を要したことや、身元確認を行うための歯科診療情報の標準化が図られておらず、身元確認作業に困難をきたした事例が見受けられた。

これらの経緯から、災害時等の歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業（平成 25～28 年度）」（以下、「前事業」という。）においては、歯科情報を標準化するために必要な基盤（歯科診査情報コード仕様）が構築された。

そこで「歯科情報の利活用及び標準化普及事業」（以下、本事業とする。）においては、災害時等の身元確認を始めとした歯科情報の利活用を効果的に行うために、全国的な歯科情報の標準化を普及させるために必要な体制を構築するとともに、その利活用方法そのものを検討することを目的とする。

3 委託する業務の内容

本事業を実施するにあたり、前事業にて実施された「歯科診療情報の標準化に関する検討会」における報告書等（厚生労働省のHP掲載：<http://www.mhlw.go.jp>）を踏まえ、本事業の企画等を行い、事業の実施に当たっては前事業受託者からの引き継ぎを行うこととする。

（1）歯科情報の標準化を普及させるためのモデル事業

1) 運営委員会の設置・運営

歯科医学・医療情報学や災害対策等の有識者からなる委員会を設置し、事業を円滑に実施できる体制を整えること。なお、運営委員会は3ヶ月に1回程度の頻度で開催し、事業の進捗等を把握・管理を行うこと。

2) 協力歯科機関等の確保

全国から2地域程度を選択し、協力歯科医療機関を確保すること。また、協力歯科機関等に対して事業実施内容及び事業実施に際しての注意点等に関して十分に説明し、協力体制を構築すること。

3) 歯科情報の標準化に関する検証

「歯科診査情報コード仕様」に準拠した歯科情報を出力することが可能な電子カルテ等を上記歯科医療機関に配備し、その出力データの整合性等を検証すること。また、検証結果に基づき、「歯科診査情報コード仕様」の修正を行い、技術的な問題点等を改善すること。さらに、「歯科診査情報コード仕様」は医療分野の標準規格である JAHIS

(一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会) 標準規格や厚生労働省標準規格の取得を前提として、取り扱うこと。

他方で、国際標準化機構 (International Organization for Standardization : ISO) の SC3/WG5 において歯科情報の標準化が検討されている。国際的な整合性を担保するためそれらの動向を踏まえ、必要に応じ、「歯科診査情報コード仕様」を更新すること。

データの検証等に必要な備品や設備等は事業受託者が用意すること。

4) 結果検証

本事業において得られたデータを収集・分析し、歯科情報の標準化されたデータ出力に係る実現性や正確性に関する問題を検証し、全国的に普及させることが可能な「歯科診査情報コード仕様」を完成させること。

5) 留意事項

データの収集・分析にあたっては、個人情報の管理に十分に注意するとともに、流出・漏洩・盗難等の事故発生時には速やかに被害拡大等対策を講じ、厚生労働省に至急報告し、指示を受けること。

本事業の実施にあたり問題等が発生した場合、速やかに厚生労働省に連絡をすること。また、厚生労働省からの連絡等に対して迅速に対応できる体制を整えること。

(2) 標準化歯科情報の利活用方法の検討

歯科医学・医療情報学や情報技術等の有識者からなる委員会を設置し、議論を活発に行える体制を整えること。委員会において、標準化された歯科情報の利活用方法を検討し、それらに係る解決すべき問題を整理し、提示すること。さらに、利活用方法の具体的な例を“見える化”し、医療従事者や国民等に説明できるものを作成すること。

また、利活用方法を検討するにあたっては、本省における保健医療分野における ICT 活用推進施策の動向を踏まえること。

(3) 検討会への報告

平成 29 年度に厚生労働省にて「歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会」を年 2 回程度開催する予定としており、受託者は検討会にオブザーバーとして出席し、事業計画や事業結果等の内容について資料を作成し、報告を行うこと。

(4) 報告書の作成

本事業に係る報告書を作成し、平成 30 年 3 月 31 日までに歯科保健課まで提出すること(紙媒体 10 部及び電子媒体)。なお、報告書は原則 A 4 で作成するものとする。

4 引継に関する事項

本調達の契約完了後においても、継続して事業を実施する予定のため、本調達受注者は、本契約の終了後に他の事業者が本事業を受注した場合には、平成 29 年度末に、次期事業者に対し、事業計画、事業内容、事業成果物及び残存課題等について電磁的記録媒体 (CD-R 等) により手交し、引継ぎを行うこと。

5 再委託に関する事項

- ・委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- ・委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

6 権利の帰属

- ① 事業に係り作成される報告書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、受託者が本事業の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て厚生労働省に帰属するものとする。
- ② 事業に係り発生した権利については、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 事業に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 事業に係り作成される報告書等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について厚生労働省の承認を得ることとし、厚生労働省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ⑤ 事業に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら厚生労働省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

7 倫理的配慮

本事業の実施に当たっては「疫学研究に関する倫理指針」（平成20年12月1日文科省・厚生労働省）等の指針、ガイドラインを十分踏まえることとし、事業の実施にあたっては倫理審査委員会の審査を受けるものとする。

参加者に関するデータを取り扱う際には、個人情報保護法及び関連するガイドライン等を踏まえて個人情報保護への十分な配慮を行うこととする。

その他、本計画を実施する上で必要な倫理的配慮を講じる。

8 契約期間

契約締結日～平成30年3月31日

9 応札条件

本事業の実施にあたり協力を依頼する歯科医療機関及び電子カルテ等を製造・販売を担う業界団体等と協力できる体制を確立していること。